

パブリック・コメントで提出された意見と市の考え方について

1. パブリック・コメントの概要

- (1) 案 件 名：鳥栖市空家等対策計画（案）
- (2) 意見募集期間：平成30年1月5日（金）～2月5日（月）
- (3) 意見提出数：1件（1人）

2. 意見の内容と市の考え方

鳥栖市空家等対策計画(案)に対するパブリック・コメントで提出された意見の内容と、それに対する市の考え方について以下のように整理しました。

No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>○空家バンク（仮名・無料）に登録できるようにする。</p> <p>空家を手放したり、活用する方法を手助けする制度があると助かると思う。また、その際の手間や金銭的ハードルが低いようにすると空家は減ると思う。</p>	<p>○空家バンクについては、流通の活性化を推進する取組のひとつとして、「全国版空家バンク制度」の活用を予定しています。</p> <p>なお、登録を希望される場合は、市が登録手続きを行うこととし、その際は、所有者名未掲載・登録無料としたいと考えています。</p>

第4章 空家等対策の基本的取組

（6）早期アプローチのためのプロセスの構築

住民異動（死亡）を基に、空家等を早期に察知・把握して、所有者等又は関係者等に対してなるべく早い段階で相談に対応するとともに、必要に応じて各専門家団体の窓口等を案内するプロセスを構築します。

3. 空家等及び跡地の活用の促進

管理不全な空家等については、空家等の所有者等に適正管理を求める一方で、空家等そのものの除却を促すケースも考えられます。特に密集市街地等において、空家等を除却した後の跡地を適切に活用し、地域の環境改善につなげていくための取組を検討し推進します。

また、利用可能な空家等を地域の資源と捉え、リフォームの普及等、中古住宅としての市場流通促進や、地域の活動拠点等としての活用促進を図ることで、地域の活性化やまちの魅力向上に努めます。

（1）空家等の跡地の活用の促進に関する事項

老朽化した不良住宅の空家の敷地が、建築基準法の接道要件を満たさないことから、市場流通等への支障があるため、跡地の活用に課題がある場合等に、共同建替えや防災空地等への活用に向けて、それぞれの地域の課題を踏まえ除却を促すための補助制度の創設等、誘導策・支援策を検討します。

（2）空家等の活用の促進に関する事項

①規制緩和による空家等の流通促進

都市計画法等の法的規制により、市場流通に一定の制限がある空家等の活用を促進するため、規制の緩和に向けて関係機関等と協議します。

②移住・定住体験施設等への活用

まずは、河内町にある空家1棟を本市への移住・定住を考えている方のための体験施設として整備し、都市的利便性と自然の豊かさの両方を享受することにより、本市の優位性についての認知を高め、定住促進と移住気運の高揚を図る施設として活用します。

③流通の活性化の推進

空家所有者と空家利用希望者とのマッチングを推進するため、国が主体となって進めている「全国版空家バンク制度」を活用して、空家等の利活用の促進に努めます。

④多種多様な利活用方策の検討

空家等の利活用方法を広く公募したり、地域交流及び地域活性化の活動拠点として利活用したり、住宅確保要配慮者※8向けの住宅等として利活用する方策等について、今後の国の住宅政策（空家等対策や新たな住宅セーフティネット制度※9）等の動向を見ながら、必要に応じて関係機関等と協議を行い、検討を進めていきます。